

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

京 都 市 人 事 委 員 会

委員長 金 川 琢 郎

京都市人事委員会規則第 13 号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「記録とする」を「ものをいう」に改め、同条第 1 号中「第 4 条」を「次条」に改め、同条第 5 号中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)